

ほくつうモバイルSIM (アグリIoT用)

利用規約

2022年1月20日版

株式会社ほくつう

第 1 条（利用規約の適用）

1. 本規約は、株式会社ほくつう（以下、「当社」といいます。）が提供する「ほくつうモバイルSIM（アグリIoT用）（以下、「本サービス」といいます）」の利用条件について定めるものです。本サービスのご利用にあたっては、本規約をよくお読みのうえ、ご理解いただいたうえでお使いください。ほくつうモバイルSIM法人契約申込書（以下、「契約書類」といいます。）の提出をもって契約者が本規約に同意したものとみなします。
2. 当社は、本規約を当社が運営するWebサイト（以下、「当社Webサイト」といいます。）に掲載する方法又はその他当社が別途定める方法により、契約者に周知します。
3. 契約者は、本規約及びその他の本サービスに関する諸規定に従って本サービスを利用するものとみなします。
4. 当社は本規約を変更することがあります。この場合には、本条第 2 項に定める方法により契約者に周知し、かかる周知後も契約者が本サービスを利用した場合は、契約者がかかる変更を承諾したものとします。
5. この規約に定めのない事項については、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）その他の法令によります。
6. 本規約及び本サービスに対するご意見・お問い合わせは当社担当窓口（TEL:076-237-3817）までお願いいたします。

第 2 条（用語の定義）

本規約において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

1 契約者

本サービスの提供を受けるために当社と本サービス契約を締結した法人又は法人に準ずる団体

2 本サービス

当社が契約者に提供する「ほくつうモバイルSIM（アグリIoT用）」による通信を行うことにより、インターネットへのアクセスを提供するネットワーク通信サービス

3 電気通信事業者

電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法第 9 条の登録を受けた者、同第16条の規定による届出をした者

4 電気通信設備

電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備

5 携帯電話事業者

株式会社 NTT ドコモ

6 ワイヤレスデータ通信

電気通信事業者の提供による無線データ通信（3G及びLTE）

7 端末機器

本サービスを利用するために必要な通信機器

8 SIMカード

識別番号その他の情報を記憶することができるICカードであって、本サービスの提供にあたり当社から契約者に貸与されるもの

9 本サービス契約

当社との間で、本規約をその内容として締結される契約

10 利用者情報

利用者の識別が可能な情報を含む利用者に関する全ての情報

11 利用者接続情報

利用者情報のうち、利用者の本サービス利用状況、接続時間、接続先情報等、利用者が本サービスを利用することによりサーバーに蓄積される全ての情報

12 消費税相当額

消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき課税される消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額

第3条（サービスの内容）

1. 当社は、本サービス契約に基づき、契約者にSIMカードを貸与の方法により提供します。
2. オプションサービスの内容、料金、その他の事項については、本規約に記載されているものを除いて、別途定めるものとし、別段の定めがない限り、オプションサービスにも本規約が適用されるものとします。
3. 当社と本サービスの契約を締結できる方は、原則として法人格を持つ団体又はそれに準じる団体に限ります。

第4条（お申込方法等）

1. 本サービスの契約の申込をされる法人等は、本利用規約に同意のうえ、契約書類に所定事項を記載して当社に提出するものとします。
2. 当社は、本サービス契約の申込を承諾したときは、書面、電子メール又は電話のいずれかの方法により契約者に通知します。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの申込を承諾しない場合があり、申込を承諾しない場合は、速やかにその旨を申込をした方に通知するものとします。

- (1) 本サービス契約の申込を承諾するために必要な電気通信設備の新設、改造、修理、又は保守が当社の業務の遂行上又は技術上著しく支障があると認められるとき。
- (2) 本サービス契約の申込をした方が、本サービス、又は当社サービスの料金、費用、割増金又は遅延損害金（以下、「料金等」といいます。）の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 本サービス契約の申込をした方が、当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき。
- (4) 契約書類又はその他契約申込時提出書類に虚偽の記載のあることが判明したとき。
- (5) 本サービス契約の申込をした方が、当社のサービスについて過去に不適切な行為などにより契約の解約、又は利用停止を受けたことがあるとき。
- (6) その他、当社の業務の遂行上、著しい支障がおこるおそれがあるとき。

第5条（料金及び計算方法等）

1. 本サービスの料金及び事務手数料の計算方法は、規約及び仕様書又は見積書によるものとします。
2. 契約者は、本契約成立後利用開始日以降の契約終了日まで発生する料金を当社指定の方法により支払うものとします。
3. 本サービス料金は利用年毎に発生し、本サービス契約利用開始月又は個別契約の解約月について、本サービス料金及びその他料金の月割り計算は行いません。
4. 本条第1項の料金及び費用は、当社が事前に通知又は公表することにより変更されることがあります。
5. 第12条（通信停止）、第13条（提供の中止）、第14条（通信の制限）により本サービスの利用が制限される場合においても、契約者は本条第2項の義務を負うものとします。
6. 本サービス契約の終了にあたり発生する、事務手数料及び解約手数料は契約者の負担とします。
7. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、SIMカードの未返却、SIMカードの開通、紛失、故障による交換又は再発行、及びSIMカードの停止、再開及び故障による交換があった場合、当該手数料を支払わなければなりません。
8. 本サービスの料金及び費用を不法に免れた契約者は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額

に消費税相当額を加算した額を割増金として支払わなければなりません。

9. 本サービスの料金、費用又は割増金（以下本条においては「料金等」といいます。）を支払期日までにお支払いいただけない場合には、所定の支払期日の翌日から支払済みまで、年14.5%の利率で計算した金額を遅延損害金として、本サービスの料金等の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までにお支払いいただきます。
10. 支払いに必要な振込手数料及びその他の費用は、契約者の負担とします。
11. 本サービスの料金等の支払方法は以下のとおりとします。
 - (1) 当社は毎年12月31日をもって料金計算を締め、翌年1月に請求書を発行します。
 - (2) 契約者は当該請求額を、当社が別途指定する指定銀行口座に銀行振込の方法により請求書記載の支払期日迄に料金等を支払います。
 - (3) 当社は、指定銀行口座に変更がある場合は、契約者に通知します。

第6条（利用開始日）

1. 本サービスの利用開始日は、契約者が契約対象のSIMカードを受領した日とします。
2. 本サービスは、利用開始日からその日が属する年の12月31日までを契約期間とし、契約期間満了日の3ヶ月前までに第15条（当社が行う契約の解約）又は第16条（契約者が行う契約の解約）による解約がなされないときは、同一の条件で翌年1月1日から12月31日の1年間、契約期間を自動更新するものとし、以降も同様とします。

第7条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は本サービス契約毎に第6条（利用開始日）に定める利用開始日を1日として起算し、1年間とします。

第8条（通信区域）

1. 本サービスの通信区域は、携帯電話事業者の通信区域のとおりとします。本サービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。但し、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。
2. 契約者は当社に対し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、ワイヤレスデータ通信が利用できないことによるいかなる損害賠償も請求す

ることはできません。

第9条（端末機器及びSIMカード）

1. 契約者は、本サービスを利用する場合、本サービスを利用するためのSIMカードに適合する端末機器を契約者の責任において用意するものとし、当社は契約者の端末機器におけるSIMカードの動作保証はおこないません。
2. 当社は、契約者に対してSIMカードをレンタルの方法で提供します。契約者は、個別契約終了時はSIMカードを当社指定の方法により返却しなければなりません。この場合の返却期日は、第15条（当社が行う契約の解約）又は第16条（契約者が行う契約の解約）による解約成立日が属する月の翌年1月末とします。同期日までにSIMカードの返却がなされない場合、契約者は当社に対して別に定める 紛失手数料を支払うものとし、ます。
3. 当社は、SIMカードの使用、性能等を予告なしに変更する場合があります。

第10条（権利の譲渡）

本サービス契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、当社が特に認めた場合を除き、第三者に譲渡、再販売、又は担保の目的に供することができません。

第11条（商号等の変更）

本サービス契約者は、契約書類記載の内容に変更があったときは、速やかに書面により変更事項を当社に届け出るものとし、ます。本項の場合に、当社は当該変更を証明する書面の提出を求める場合があります。

第12条（通信停止）

1. 当社は、本サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、一定の期間（第1号の場合にあっては、その料金等が支払われるまでの間）を定めて、その本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき
 - (2) 違法に若しくは違法となるおそれのある態様、又は明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
 - (3) 前各号のほか、この規約の規定に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
2. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めるこ

とはできないものとしします。

第13条（提供の中止）

1. 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社又は携帯電話事業者の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - (2) 当社又は携帯電話事業者が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
2. 前項の規定により提供中止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を契約者に通知します。但し、緊急時等やむを得ないときはこの限りではありません。

第14条（通信の制限）

1. 第12条（通信停止）及び第13条（提供の中止）の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、ワイヤレスデータ通信サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、本サービスを用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限することがあります。
3. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積を行うことがあります。
4. 当社は、インターネットセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにより特定される Web サイト又はコンテンツに対する契約者又は利用者からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することがあります。
5. 当社は、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

第15条（当社が行う契約の解約）

1. 当社は、契約者が第12条（通信停止）の規定により通信停止された場合で、かつ相当期間経過後もなお同条に該当する場合は、本サービス契約及び個別契約を解約できるものとしします。
2. 当社は、契約者が第12条（通信停止）及び第17条（契約者の義務）のいずれかに該当する場合にその行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと

認められるときは、通信停止を行わず直ちに本サービス契約及び個別契約を解約することができるものとします。

3. 当社は、契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用申立その他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本サービス契約を解約できるものとします。
4. 当社は、契約者について、契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他反社会勢力（以下、「暴力団等」といいます。）であること、暴力団等であったこと、暴力団等が経営に関与していること等が判明した場合、本サービス契約を解約できるものとします。

第16条（契約者が行う契約の解約）

契約者が本サービスの契約を解約しようとするときは、当社指定の方法により当社に通知するものとします。本サービス契約は、当社による当該解約申込書の受領をもって解約されるものとし、契約者は当社の指示に従ってSIMカードを当社宛に返却するものとします。返却にかかる費用は契約者が負担するものとします。

第17条（契約者の義務）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたって本規約及び以下の各号に定める事項を遵守しなければなりません。
 - (1) 当社は、ホストコンピューター、ネットワークセンター及びアクセスポイント（以下、本条においては「ネットワーク」といいます。）を通過する情報の内容については管理することができません。また、当社は、上記情報についていかなる保証もしません。
 - (2) 契約者は、ネットワークを通じて取得した情報の利用について自ら責任を負うものとします。
 - (3) 契約者は、本サービスを契約者以外の者に再販売もしくは提供することとはできません。
 - (4) 契約者の個人情報とは司法機関等公的機関の要請がある場合には開示されることがあります。また、契約者の利用状況は個人の特定制ができないような統計的情報として加工することを条件に、当社の用に供し又は第三者に提供することがあります。
 - (5) 当社は、ワイヤレスデータ通信を通じての通信は、すべて当該個別契約の契約者のものであるとみなします。
 - (6) 契約者は、本サービスの運用に必要な範囲で利用者接続情報を当社が獲得することに同意するものとします。

- (7) 契約者は、その当時有効な当社の利用規則のほか、携帯電話事業者及びその他の電気通信事業者の通信に関する約款、規則及び利用条件に従うものとします。
- (8) 契約者が本サービスを利用するために必要となる端末機器については、契約者が自己の費用と責任において維持するものとします。
- (9) 契約者は本サービスの適切な運用のため、契約者、携帯電話事業者、協定事業者及び運送会社等委託先会社との間で、契約者の個人情報及びID情報の授受を行うことを了承します。
- (10) 当社は契約者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与える場合、当該通信の制御又は帯域を制限する場合があります。
- (11) 当社は、契約者の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、通信の最適化をする場合があります。
- (12) 当社は、契約者が本条2項の禁止事項に該当する場合、契約者に事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。

2. 契約者は、本サービスを利用するに当たって以下の行為を行ってはならず、契約者は、本サービスを利用するにあたって下記の禁止事項を遵守するものとします。

- (1) 他人（当社を含みます。以下同様とします。）の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- (2) 他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発もしくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10) 自己のID情報を他人と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為
- (11) 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の利用者のID情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施

す行為を含みます。)

- (12) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (13) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
- (14) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメール等を送信する行為
- (15) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (22) 他人の施設、設備又は機器に権限なくアクセスする行為
- (23) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為
- (24) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (25) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
- (26) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為

第18条（サービスの変更・廃止）

1. 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、事前に適宜の方法によりその旨を通知します。

第19条（残存）

本サービス契約が終了した場合であっても、本条、第5条（料金及び計算方法等）、第10条（権利の譲渡）、第20条（機密保持）、第21条（管轄裁判所）、第22条（準拠法）の規定は有効に存続するものとします。

第20条（機密保持）

1. 契約者は、本サービスに関して知り得た当社の機密情報（当社が提供したデータ、本サービスに関する情報等）を当社の事前の承諾なく第三者に開示せず、かつ本サービス契約の履行以外の目的のために利用しないものとします。
2. 当社は、法律上又は行政上の開示の要請がある場合には、当該要請を事前に契約者に通知した上で契約者情報を開示できるものとします。但し当該要請に於いて、当該要請元から相手方への事前の通知をしないよう指示を受けた場合は、当該要請元の指示に従い契約者への通知をせずに開示することができるものとします。
3. 本条は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しないものとします。
 - (1) 開示された又は知得したときにすでに公知であった情報
 - (2) 開示され又は知得したときに既に自己が所有していた情報
 - (3) 開示され又は知得した後に自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報
 - (4) 開示され又は知得した後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 開示又は知得の前後を問わず独自に取得した情報

第21条（管轄裁判所）

本サービスに関する訴訟については、金沢地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第22条（準拠法）

本サービス契約規約の解釈については、日本法に基づくものとします。

以上

(附則)

本規約は、2019 年 4 月 5 日から実施します。

(附則：2022年1月20日一部改訂)

本規約は、2022年1月20日から適用します。